平成二十一年度水道事業会計の決算が認定されました

第三回定例市議会（九月開催）において、平成二十一年度水道事業会計の決算が認定されました。消費税および地方消費税を除く決算額は、収入総額二十一億八千九百六十一万八千円、支出総額二十四億七千八百九十六万七千円となりました。この水道事業会計の中身は、水道事業の経営活動に関する費用の収支である「収益的収支」と水道施設の整備拡充にかかわる費用の収支である「資本的収支」の二つに分かれています。ここでは、決算の内容をそれぞれの収支に分けてお知らせします。

担当　水道業務課　☎046(252)7470　FAX046(257)4155

グラフ４　資本的支出

固定資産購入費 6,834万４千円 10.01%
企業債償還金 １億4,921万４千円 21.85%
配水設備工事費 ４億6,527万５千円 68.14%
支出 ６億8,283万３千円

用語解説（グラフ１・２関係）

給水収益	水道料金収入
水道利用加入金	新規給水申込者などから徴収する負担金
雑収益	水道用地の貸付料など
その他営業収益	配水管切廻し修繕負担金など
受託給水工事収益	委託された給水装置の新設や修繕などの工事による収益
受取利息及び配当金	預金利息など
原水浄水配水及び給水費	地下水をくみ上げ、各家庭などに供給するまでに要する費用
減価償却費	建物や施設などの価値の減少を各年度ごとに配分した費用
総係費	管理や水道料金の徴収などに要する経費
支払利息及び企業債取扱諸費	借入金の利息など
受託給水工事費	委託された給水装置の新設や修繕などの工事による費用

用語解説（グラフ３・４関係）

企業債	借入金
他会計からの長期貸付弁済金	他会計からの長期貸付弁済金
補助金	国や地方公共団体からの営業費補助の目的で交付される補助金
負担金	新たに配水管などを布設するとき受益者より工事費の全部または一部を徴収する負担金
固定資産売却代金	使用不能メーターなどの売却代金
配水設備工事費	水道管の布設など施設設備に要する費用
企業債償還金	借入金の元金償還額
固定資産購入費	水道用地などの購入代

収益的収支の決算

収益的収支の決算は、**グラフ１・２**のとおりです。収益の合計は、十七億九千三十二万三千円。内訳は、給水収益が全体の八十四・八〇パーセントを占め、次いで水道利用加入金、雑収益、その他営業収益、受取利息及び配当金、受託給水工事収益と続いています。この収益を前年度と比較すると、六千九百六十九万六千円、三・七五パーセントの減少となっています。これは、水道料金の減少などによるものです。

費用の合計は、十七億九千六百十三万四千円。内訳は、原水浄水配水及び給水費が最も多く四十九・八八パーセントを占め、次いで減価償却費、総係費などと続いています。この費用を前年度と比較すると、三千五百六十四万六千円、一・九五パーセントの減少となっています。これは、原水浄水配水及び給水費の動力費の減少などによるものです。

平成二十一年度の収益的収支においては、五百八十一万一千円の赤字となりましたが、積立金を使用して補てんしたので、欠損金としての繰越はありません。

資本的収支の決算

資本的収支の決算は、**グラフ３・４**のとおりです。収入の合計は、三億九千九百二十九万五千円。内訳は、企業債が五十・〇八パーセントを占めています。前年度と比較すると、四億五千五百八十四万円、五三・三一パーセントの減少となっています。これは、他会計からの長期貸付弁済金の減少によるものです。

支出の合計は、六億八千二百八十三万三千円。内訳は、配水設備工事費が六八・一四パーセントを占め、次いで企業債償還金が二一・八五パーセントとなっています。前年度と比較すると六千五百八十五万九千円、一〇・六七パーセントの増加となっています。これは、主に配水設備工事費の工事請負費の増加によるものです。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の三億三百九十八万千円（消費税および地方消費税を含む）は減債積立金（企業債償還のための積立金）および過年度分損益勘定留保資金（減価償却費、資産減耗費などの現金の支出を伴わない費用を累積した資金）などで補てんしました。

なお、平成二十一年度末における企業債の未償還元金および利息は、**左表**のとおりです。また、当年度における消費税および地方消費税の納付額は、千六百六十四万四千四百円でした。

企業債の未償還元金および利息　（単位：円）

	19年度	20年度	21年度
財務省財政融資			
未償還元金	985,974,172	881,739,230	890,018,649
利　息	233,563,573	196,787,247	213,405,412
地方公共団体金融機構			
未償還元金	519,567,190	480,466,847	522,973,112
利　息	124,848,370	110,879,721	129,923,665
未償還元金合計	1,505,541,362	1,362,206,077	1,412,991,761
利息合計	358,411,943	307,666,968	343,329,077

水道水１立方メートル当たりの価格

地下水（一部県から受水）をくみ上げ、皆さんの家庭に水を送るまでの生産経費を給水原価といいます。また、水道水1m³当たりについて、どれだけの収益を得ているのかを表したものを供給単価といいます。この２つは水道事業の経営状況を判断する上での目安となります。

平成21年度の給水原価は、１立方メートル当たり130円89銭（**図１参照**）、供給単価は113円01銭でした。（**図２参照**）。なお、平成21年度の給水実績は、**下表**のとおりです。

給水実績

区分＼年度	18年度	19年度	20年度	21年度
行政区域内人口（人）	127,432	127,563	128,313	129,005
給水人口（人）	126,913	127,082	128,161	128,852
給水栓数（栓）	54,440	55,098	55,867	56,455
１日平均配水量（m³）	39,635	38,925	38,602	38,520
１日最大配水量（m³）	43,898	42,632	43,285	42,871
１人１日当たりの平均配水量（ℓ）	312	306	301	299

図１　給水原価の内訳

130円89銭（1立方メートル当たり）

図２　供給単価と給水原価

給水原価　供給単価

（円）140 135 130 125 120 115 110 105 100

平成16 17 18 19 20 21（年度）

130円89銭　113円01銭

暖房器具を原因とする火災にご注意を

日増しに寒さが強まり、ストーブなどの暖房器具を使用する季節になりました。石油ストーブなどを原因とした火災を起こさないよう、次のことには十分注意してください。

＜設置場所＞
- ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすい物を置かない
- ストーブはカーテンなどが接触しない場所に設置する
- ストーブの周辺に洗濯物を干さない（特にストーブの上）
- ストーブの近くで、ヘアスプレーなどの引火の危険がある物は使用しない

＜使用方法＞
- ストーブの取扱説明書をよく読んで、正しく使用する
- 石油ストーブなどに灯油を補給する際は、火を消してから行う
- カートリッジタンク式の物は、給油後、タンクの「ふた」を確実に閉め、漏れないことを確認する。給油口がねじ式の物は、給油後に給油口を下にして、油漏れがないことを確認する
- 点火や消火をした後は、しっかり点火・消火されていることを確認する

担当　消防本部予防課　☎046(256)2187　FAX046(256)3225

相模野基線土木遺産認定式および記念講演を開催

市内にある歴史上価値の高い相模野基線が（社）土木学会選奨土木遺産として認定されました。

そこで、顕彰式と記念講演を次のとおり行います。

＜相模野基線＞

相模野基線とは、近代測量の最初の基線として明治15年に陸軍省参謀本部測量課（現国土交通省国土地理院）が地形図全国整備計画に基づいて、北端点を当時の高座郡下溝村（現相模原市南区麻溝台）に、南端点を高座郡座間入谷村（現座間市ひばりが丘）に三角点を設置し、それを結んだ直線をいいます。

この直線（基線）を基に、日本全国の三角点網が作られ、歴史的価値の非常に高いものです。

○と　き　12月11日（土）午前10時～正午
○ところ　サニープレイス座間（市総合福祉センター）３階多目的室
○定　員　100人（先着順）
○入　場　無料

担当　道路管理課　☎046(252)8564　FAX046(255)3550

再生家具の展示・販売

粗大ごみとして各家庭から出された家具などを、補修を施してから展示し、希望者に安価で販売します（多数抽選）。

12月分の購入申し込みを次のとおり受け付けます。

※今回は、学習机を多く展示します。
※イスなどの即売コーナーを常設しました（品物が無い場合もあります）。

○と　き
　購入申込＝11月20日（土）～12月３日（金）午前９時～午後５時
　公開抽選＝12月４日（土）午前10時～
　※毎週月曜日（祝日の場合は翌日）は休館です。
○ところ　リサイクルプラザ（東原２丁目16－10）
○対　象　営利を目的としない市内在住・在勤者
○申込点数　一人１点まで
○申込方法　申込者本人が直接同プラザへ（電話、代理の申し込みは不可）
※購入物は各自お持ち帰りください。

担当　リサイクルプラザ　☎046(252)7963　FAX046(252)7964

市民の皆さんからのご意見を ～パブリックコメント情報～

（仮称）第二次ざま男女共同参画プラン（案）にご意見を

市では、「男女共同参画プラン」の計画期間満了に伴い「（仮称）第二次ざま男女共同参画プラン」を策定します。

このたび、同プランの案について、市民の皆さんからの意見を募集します。皆さんからいただいた意見と市の考え方や案への反映の可否については、今後市ホームページなどで公表します。

○閲覧場所　市役所１階市民情報コーナー、市役所３階市民人権課窓口、各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、サニープレイス座間（総合福祉センター）、各コミュニティセンター、市ホームページ
○意見を提出できる方　市内在住・在勤・在学者、市内に事業所を有する法人その他の団体、公募事案に利害関係を有する者
○意見募集期間　11月15日（月）～12月14日（火）
○提出方法　住所、氏名、電話番号を記入の上、任意の様式で12月14日（火）までに（消印有効）、直接または郵送かファクス、電子メールで担当へ
【電子メール】pb26_danjopl@city.zama.kanagawa.jp
【郵送】〒252-8566　座間市緑ケ丘１－１－１　市民人権課

担当　市民人権課　☎046(252)8483　FAX046(252)0220

ご存知ですか？ 勤労者住宅資金利子補助制度

勤労者住宅資金利子補助制度とは、市内に居住する勤労者が、住宅資金または増改築資金として借り入れた借入金について、利子の一部を補助するものです。

近年の厳しい財政状況を踏まえ、座間市補助金交付事務要領に基づき、補助基準の年利4.0パーセント以内を3.0パーセント以内に、補助対象となる貸付金の限度額600万円を500万円に、補助期間の60カ月を36カ月に、それぞれ平成22年10月５日に規則を改正し、平成23年４月１日から適用します。

○補助対象者　住宅の貸し付けを受けた翌年の１月１日に市内に在住し、持ち家を市内に取得している方
○補助基準　年利3.0パーセント以内
○補助対象となる貸付金の限度額　500万円
○補助期間　36カ月以内
○対象金融機関　県内の中央労働金庫各支店
○申請方法　申請書に必要書類を添付して、借り入れを受けた中央労働金庫へ提出
○必要書類
- 融資機関と締結した金銭賃借契約書の写し（初回申請時のみ）
- 利子支払証明書
- 建築確認通知書の写し
- その他市長が必要と認める書類

担当　商工観光課　☎046(252)7604　FAX046(255)3550

粗大ごみ収集のお申し込みはお早めに

市では、粗大ごみを申し込み順に有料で収集しています。通常は申し込みから１週間程度で収集していますが、毎年12月は申し込みが非常に多いため、２週間以上お待ちいただく場合もあります。年内の収集をご希望の方は、早めにお申し込みください。

申し込み電話番号　☎046(252)7560

担当　資源推進課　☎046(252)7985　FAX046(252)7616